（表）

第　　号
官職
氏名

都市鉄道等利便増進法

第２５条第２項の立入検査員証

国土交通大臣（地方運輸局長）　印

年　　月　　日発　　行
年　　月　　日限り有効

六・五センチメートル

九センチメートル

都市鉄道等利便増進法（抜粋）

（報告及び検査）

第二十五条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者に対して、都市鉄道利便増進事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定速達性向上事業者若しくは認定駅施設利用円滑化事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り都市鉄道利便増進事業に係る都市鉄道施設、駅施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

二　第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者